

水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書

令和 年 月 日

岸和田市長 様

工事場所 岸和田市 町

申込者 住所

氏名

今般、給水装置工事の申込みに伴う水道直結式スプリンクラー設備の設置に対して、下記事項を厳守することを誓約致します。また、当該施設及び設備を第三者に譲渡等する際は、この誓約事項を必ず継承します。

記

- 1 水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときなどの正常な効果が得られない状況が生じても岸和田市上下水道局（以下「上下水道局」という。）に対し一切責任を問いません。
- 2 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても上下水道局に対し一切責任を問いません。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、上記2のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させます。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の上下水道局にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、上下水道局に対して求めません。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたって、維持管理上の必要事項及び連絡先等を防火管理者等に周知徹底を行います。